

経営事項審査について

解体工事業追加に係る経営事項審査制度の改正と経過措置について

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値}(P) = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{X_1} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{X_2} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{Y} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{Z} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目(社会性等)}}{W}$$

の
解
体
工
事
業
の
経
営
事
項
審
査
で
は

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**
③ **解体工事の技術職員数** について申請

経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

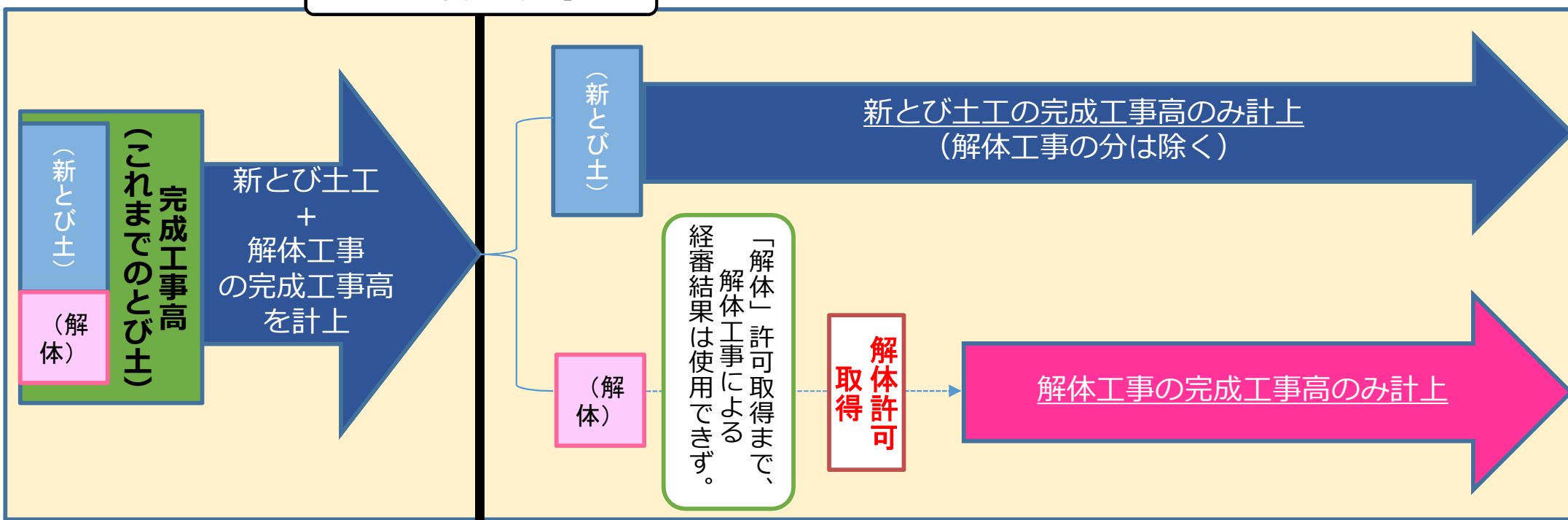
- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする

解体業追加による経営事項審査の変化

- ◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業（新とび・土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。

H28.6.1 「解体工事業」 施行



想定される主な変化

【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

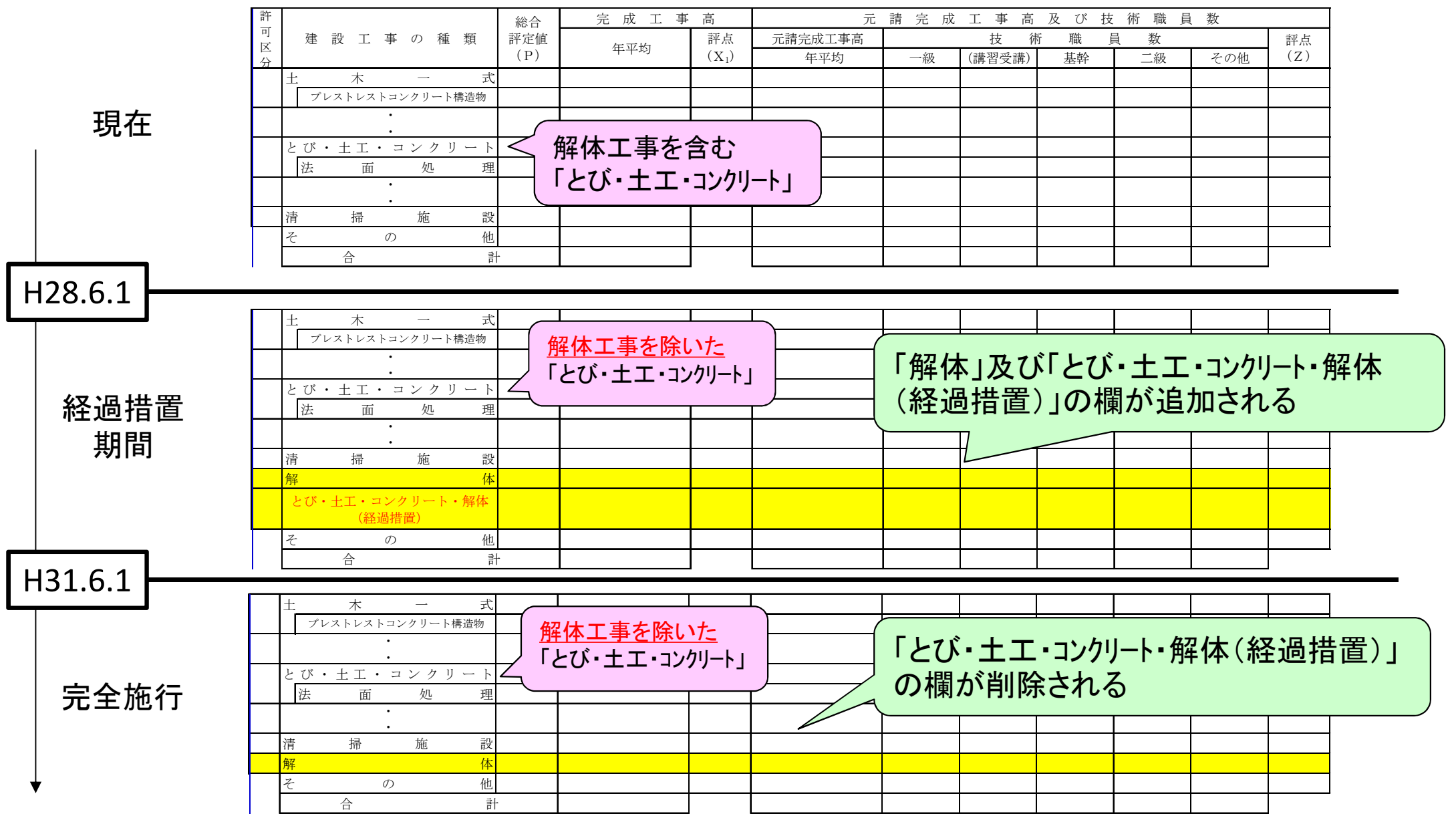
【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え。

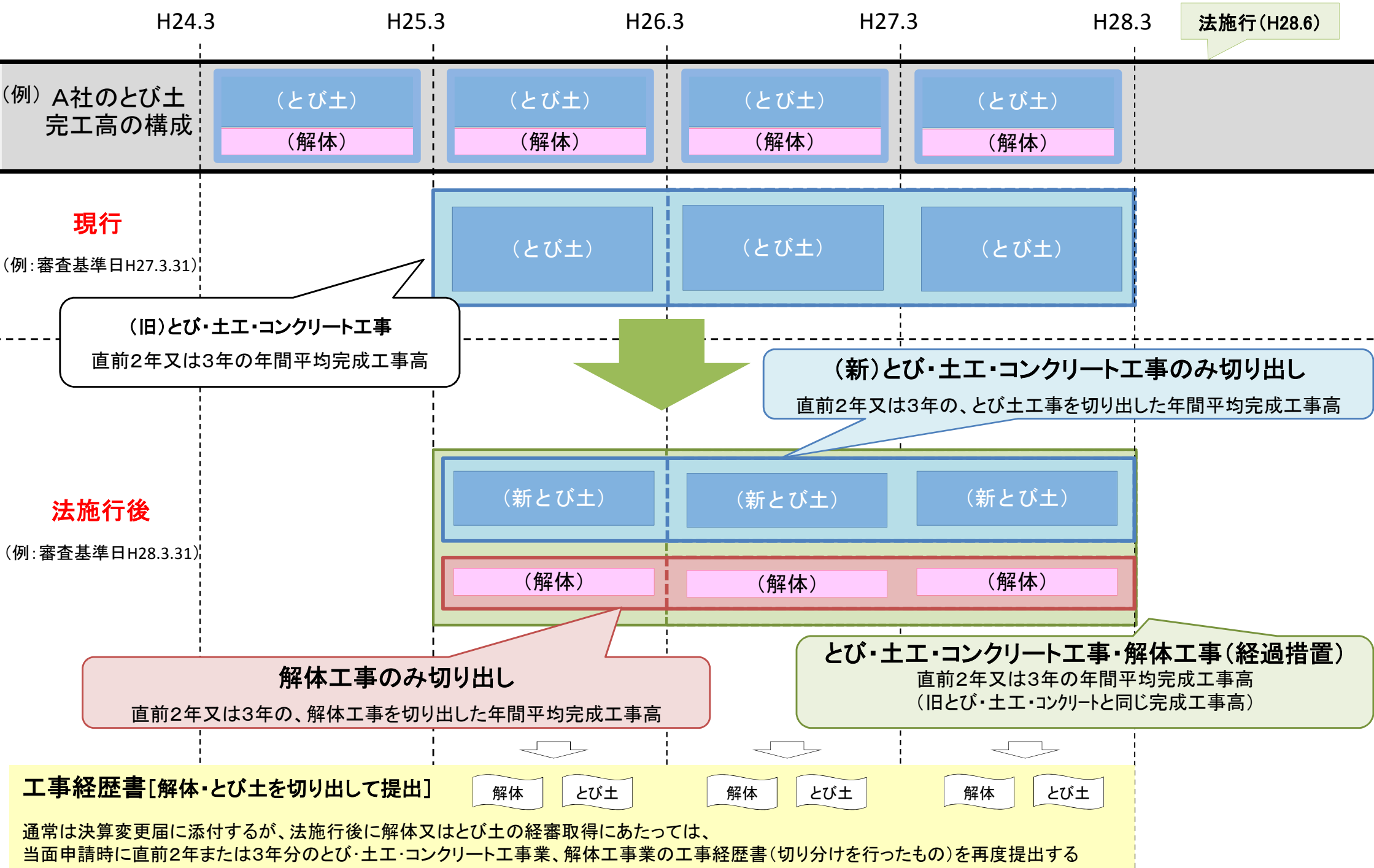
⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。



解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事業の完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

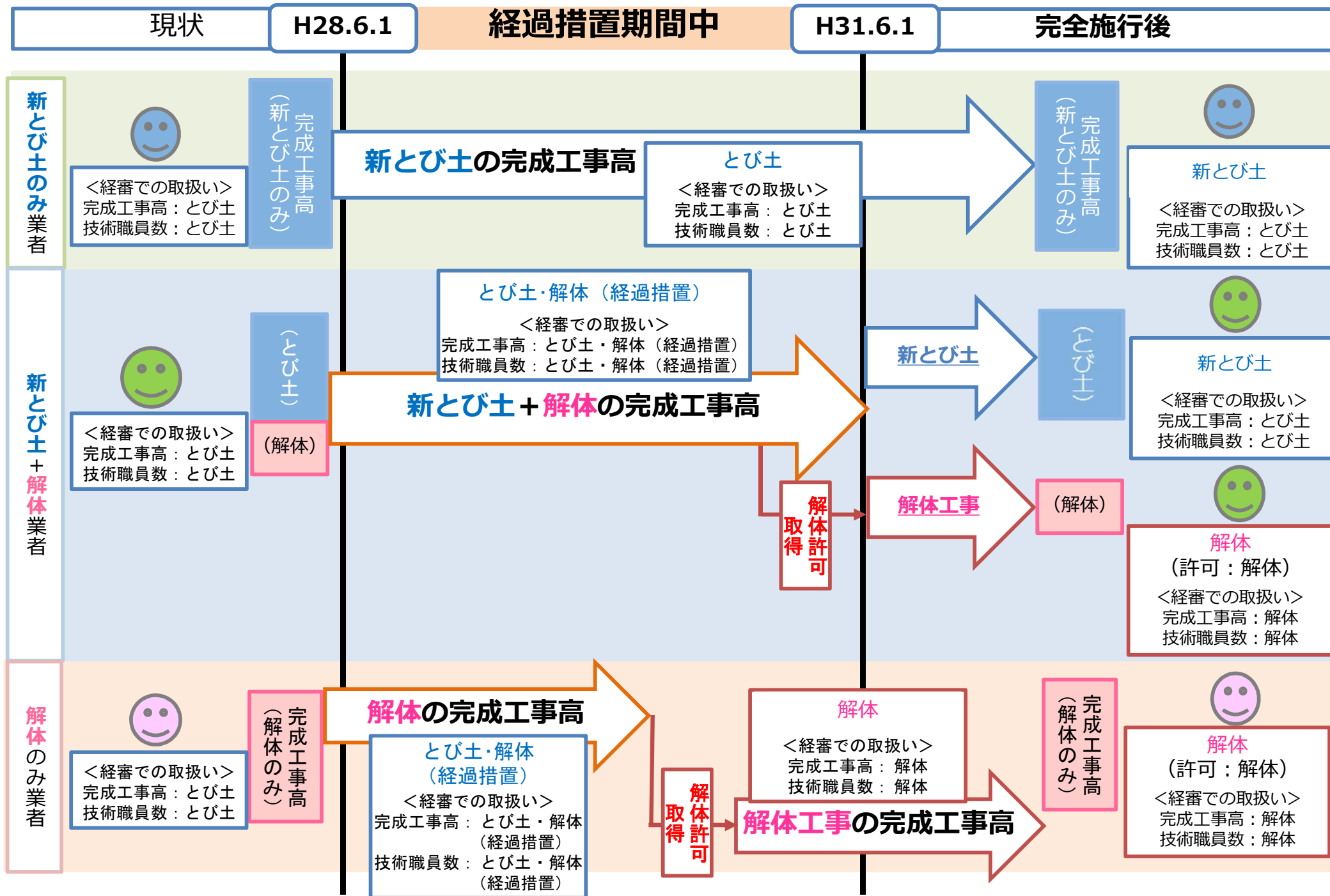
許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土木一式		100,000		100,000						
	プレストレストコンクリート構造物										
	...										
①	とび・土工・コンクリート 法面処理		100,000		70,000						
	...										
②	清掃施設 解体		30,000		0						
③	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		130,000		70,000						
	その他										
	合計		230,000		170,000						

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート」と「解体」を
合計した完成工事高

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高:③=①+②)。

経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆ 現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

現行

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土木一式					1					
	プレストレストコンクリート構造物										
	：										
	とび・土工・コンクリート					1					
	法面処理										
	：										

【現行】
1人の技術職員に対し、
2業種まで申請可能

経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他
	土木一式					1				
	プレストレストコンクリート構造物									
	：									
	とび・土工・コンクリート					1				
	法面処理									
	：									
	清掃施設									
	解体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択した場合に限り、その他1業種を追加で申請可能。

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」又は「解体」を比較し、点数の高い方が自動的に反映される

経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ②

1人の技術職員に対して3業種申請できない例

✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					評点 (Z)
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1					
	⋮										
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1					
	⋮										
	舗装					1					
	⋮										
	清掃施設 解体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1					

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。